

財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（令和7年12月1日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりだったので、同条第14項の規定により公表する。

令和8年1月6日

山形市監査委員 山川 稔彦
同 伊藤 明彦
同 鈴木 進

(様式)

交 第 166 号
令和7年12月25日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤孝弘

財政援助団体等監査結果についての措置状況（通知）

令和7年12月1日付けで通知のあった財政援助団体等監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

団体名及び所管部課名	監査の結果	措置状況
株式会社 表蔵王ベル タウン	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 道の駅やまがた蔵王の利用料金徴収事務において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 市長の決定が無いまま、減免基準が適用され、利用料金が50%減額されているもの</p> <p>(2) 利用料金の納入について、使用開始日の14日前までに納入されていないもの</p> <ul style="list-style-type: none">・ 車中泊施設以外 <p>(3) 使用許可申請書の様式の変更について、あらかじめ市長の承認を受けていないもの</p> <ul style="list-style-type: none">・ 山形市道の駅使用許可申請書（車中泊施設）・ 山形市道の駅使用許可申請書（車中泊施設以外）	<p>1</p> <p>(1) 今後、減免基準に従うとともに、減免の適用に疑義がある事業に関しては、決定する前に市へ相談を行い、確実に減免基準が遵守されるように指導いたしました。</p> <p>また、市としても、月次報告と併せて減免の実績を確認する等により、減免基準が遵守されているか確認を行います。</p> <p>(2) 利用料金の納入について、事業者に確認したところ、使用開始日の14日前までの納入が難しいことが判明したため、納入期限を実態に即した形とするため、令和8年4月1日付の規則改正に向けて事業者と協議しております。</p> <p>(3) 使用許可申請書の様式については、12月17日付で様式変更の届出を受理し、承認を行いました。</p> <p>今後、様式の変更がある場合には、あらかじめ市へ報告し、市長の承認を受けることを指導いたしました。</p>

企画調整部 公共交通課	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p>	
	<p>1 道の駅やまがた蔵王の利用料金徴収事務において、山形市道の駅使用許可申請書（車中泊施設）の様式を変更していることを認識しているにもかかわらず、市長の承認の手続きを行っていなかった。</p>	<p>1 道の駅やまがた蔵王の利用料金徴収事務において、使用許可申請書の様式については、12月17日付で様式変更の届出を受理し、承認を行いました。</p> <p>今後、様式の変更については、事業者への確認を徹底し、再発防止と適正な事務処理に努めてまいります。</p>

(様式)

文 第 548 号
令和7年12月24日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘

財政援助団体等監査結果についての措置状況（通知）

令和7年12月1日付けで通知のあった財政援助団体等監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

団体名及び所管部課名	監査の結果	措置状況
公益財団法人 山形市文化振興事業団 文化スポーツ部文化創造都市課	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 山寺芭蕉記念館の利用料金徴収事務において、市長の決定が無いまま減免基準が適用され、利用料金が全額免除されているものがあった。</p> <p>2 公益財団法人山形市文化振興事業団の会計経理事務において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 正規の勤務時間を超えて又は勤務を要しない日に勤務を命じているにもかかわらず、使用者と労働者との書面による協定がされていないもの</p> <ul style="list-style-type: none">・ 山寺芭蕉記念館指定管理・ 最上義光歴史館指定管理 <p>(2) 時間外勤務手当の一部が支払われていないもの</p> <ul style="list-style-type: none">・ 山寺芭蕉記念館指定管理・ 最上義光歴史館指定管理	1 山寺芭蕉記念館減免基準の制度内容と手続き方法について改めて確認し、適正な事務処理を行うよう指導しました。
		<p>(1) 速やかに、労働者に時間外労働等を命じる場合に労使間であらかじめ締結しておくべき協定を締結し、労働基準監督署へ届け出るよう指導するとともに（※令和7年11月20日届出済）、労働基準法に抵触する重大な案件であることから、管理運営に関する基本協定書第23条の規定に基づく改善指示書を発出し、業務改善計画を提出の上、誠実に改善の実施に取り組むことを要求しました。</p> <p>(2) 時間外勤務等の未払いについて内容を精査し、労働者側と十分な協議を行ったうえで適正な対応を行うよう指導するとともに、長期間にわたり不適切な事務処理が常態化していたことから、管理運営に関する基本協定書第23条の規定に基づく改善指示書</p>

	<p>(3) 契約書に仕様書別紙が添付されていないもの</p> <ul style="list-style-type: none">・ 山寺芭蕉記念館保安警備業務及び最上義光歴史館保安警備業務	<p>を発出し、業務改善計画を提出の上、誠実に改善の実施に取り組むことを要求しました。</p> <p>(3) 契約事務について、改めて内容を確認し、適正な事務処理を徹底するよう指導しました。</p>
--	--	---